

改 正 後	改 正 前
<p>（助成の対象者）</p> <p>第3条 助成の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 男性不妊検査費用の助成 次に掲げる要件を満たす者 ア～ウ 省 略 <u>エ 検査費用について医療保険の適用を受けていないこと。</u></p> <p>（助成の申請）</p> <p>第5条 特定不妊治療費の助成を受けようとする者は、浦安市特定不妊治療費助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(4) <u>振込口座を確認することができる通帳等の写し</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>2 省 略</p> <p>3 男性不妊治療費の助成を受けようとする者は、特定不妊治療の助成を受けるための申請と同時に浦安市男性不妊治療費助成金交付申請書（別記第1号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、特定不妊治療の助成を受けるための申請と同時に申請をしないことができる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>振込口座を確認することができる通帳等の写し</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>4 男性不妊検査費用の助成を受けようとする者は、浦安市男性不妊検査</p>	<p>（助成の対象者）</p> <p>第3条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左 ア～ウ 同 左</p> <p>（助成の申請）</p> <p>第5条 同 左</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>3 同 左</p> <p>(1) <u>精巣内精子生検採取法等受診等証明書（別記第1号様式の3）</u></p> <p>(2) 同 左</p> <p>4 男性不妊検査費用の助成を受けようとする者は、浦安市男性不妊検査</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>費助成金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない</p> <p>(1) <u>当該検査に係る領収書（原本）及び診療明細書</u></p> <p>(2) <u>振込口座を確認することができる通帳等の写し</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>5 省 略</p> <p>別記第1号様式 別紙のとおり</p> <p>別記第1号様式の2 別紙のとおり</p> <p>別記第2号様式 別紙のとおり</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条の規定は、施行日以後に男性不妊検査を受けた者について適用し、施行日前に男性不妊検査を受けた者については、なお従前の例による。</u></p>	<p>費助成金交付申請書（別記第2号様式）に、<u>当該検査に係る領収書（原本）及び診療明細書</u>を添えて、市長に申請しなければならない</p> <p>5 同 左</p> <p>別記第1号様式 別紙のとおり</p> <p>別記第1号様式の2 別紙のとおり</p> <p>別記第1号様式の3 別紙のとおり</p> <p>別記第2号様式 別紙のとおり</p>